

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年七月七日奈良県指令建第一〇六一号

令和二年十一月二十七日奈良県指令建第一〇六一―一号

令和三年十二月十五日奈良県指令建第一〇六一―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年二月十五日建第九九〇七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年二月十五日建第五七二五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市観音寺町六番一の一部、六番二、九番一、九番二、九番三、一八番三の一部、二一番二、二二番一の一部、三〇番の一部、三一番一の一部、三三番の一部、三三番一の一部、三三番二の一部、三三番四の一部、三六番一の一部、三六番二の一部、三六番三の一部、三七番一の一部、三七番二、三八番一の一部、三八番二の一部、四一番一の一部、四一番二の一部、四二番一の一部、四三番の一部、四七番一の一部、四九番一の一部、八八九番一、八九〇番一、八九一番一、八九五番、八九六番の一部、八九七番及び九〇一番の一部並びに一町四八一番一の一部、四八二番一の一部、四八三番一の一部、四八四番一の一部、四八五番一の一部、四八六番一の一部、四八七番一の一部、四八八番の一部、四八九番一、四九〇番、四九一番、四九二番一、四九二番二の一部、五〇七番一、五〇八番一、五一〇番二の一部、五一六番、一五九六番の一部及び一五九七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市観音寺町九番地の二

佐藤薬品工業株式会社 代表取締役社長 佐藤進

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 橿原市観音寺町三〇番及び三一番一の各一部

一 許可番号

令和三年三月二十六日奈良県指令建第一〇六一―一四号

令和三年五月十三日奈良県指令建第一〇六一―一四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年二月十五日建第九九〇八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字太田一〇六番一及び一〇八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義